

農業者の経営意向把握に基づく農地利用集積について

発表者：一戸町産業部産業課 下谷

○ 地域の概況

- ・ 年齢階層別人口

年度	人口 総数	人口 (男)	人口 (女)	年齢			年齢別割合		
				15 歳未満	15～64 未満	65 歳以上	15 歳未満	15～64 未満	65 歳以上
H22	14,187	6,732	7,455	1,384	7,893	4,910	9.8	55.6	34.6

- ・ 産業別就業者数

年度	就業者 総数	就業者 (男)	就業者 (女)	産業別就業者数				産業別割合		
				1次産業		2次産業	3次産業	1次産業	2次産業	3次産業
				(人)	内 農業					
H22	6,741	3,672	3,069	1,567	1,509	1,729	3,445	23.2	25.6	51.1

○ 一戸町の農業の現状

- ・ 農業振興地域の土地利用の状況

単位：ha、%

区分	総面積	農地				採草 放牧地	農業用 施設用地	山林 原野	その他
		計	田	畑	樹園地				
行政区域	30,011	4,932	799	4,104	29	45	24	18,194	6,816
農業振興 地域	21,072	4,399 (100)	737 (17)	3,633 (82)	29 (1)	45	24	13,765	2,839

- ・ 平成 22 年度農産物販売実績

品目	販売額（千円）	割合（%）
米	39,510	0.8
葉たばこ	335,577	7.3
野菜	1,282,077	27.8
果樹	36,555	0.8
花き	103,939	2.3
乳用牛	2,068,465	44.9
肉用牛	742,955	16.1
計	4,609,078	100.0

※ 養鶏農家が 14 戸あるが、販売額は把握していない。

・ 認定農業者の状況

営農形態	人 数	割合 (%)
葉たばこ	27	11
露地野菜	74	30
施設野菜	30	12
果樹	9	4
花き	15	6
施設花き	2	1
酪農	50	21
肉用牛	25	10
養豚	2	1
養鶏	8	3
農作業受託	1	1
計	243	100

○ 取り組みの経緯

- ・ H21. 12. 15 農業経営基盤強化促進法の改正（施行日）
- ・ H22. 1. 21 岩手県農業公社 吉田副部長の指導
一戸町の場合、酪農・畜産農家には効果的な事業であり、事業実施を検討したほうがよい。
- ・ H22. 4. 30 基本的な構想の変更
- ・ H22. 8. 20 農地利用集積円滑化事業規程の承認農地利用集積円滑化団体の設立)
- ・ H22 年度の実績
出し手7名、受け手3名、農用地利用集積計画の設定面積 1,395 a
- ・ H23. 3. 4 農家への周知、対象者 886 名
- ・ H23. 3. 16 申請受付、白紙委任受付（奥中山地区）
- ・ H23. 3. 22 申請受付、白紙委任受付（一戸地区）

○ 手続きのフロー

- ・ フロー図
- ・ 担い手協議会の位置

○ 手続き関係

- ・ H23. 6. 9 チーム会議の開催、メンバー表、位置図
- ・ H23. 6. 10 農業委員会へ農用地利用集積計画作成申出書の提出。
- ・ H23. 6. 21 農用地利用集積計画の設定（利用権設定）
出し手 35 名、受け手 16 名、利用権設定面積 7,849 a
- ・ H23. 7. 7 チーム会議の開催、メンバー表
- ・ H23. 7. 8 農業委員会へ農用地利用集積計画作成申出書の提出。
- ・ H23. 7. 21 農用地利用集積計画の設定（利用権設定）
出し手 40 名、受け手 9 名、利用権設定面積 4,654 a

- ・ H23. 8. 8 チーム会議の開催、メンバー表
- ・ H23. 8. 10 農業委員会へ農用地利用集積計画作成申出書の提出。
- ・ H23. 8. 23 農用地利用集積計画の設定（利用権設定）
出し手 17 名、受け手 12 名、利用権設定面積 1, 137 a
- ・ H23. 10. 3 チーム会議の開催、メンバー表
- ・ H23. 10. 5 農業委員会へ農用地利用集積計画作成申出書の提出。
- ・ H23. 10. 21 農用地利用集積計画の設定（利用権設定）
出し手 9 名、受け手 5 名、利用権設定面積 2, 005 a
平成 23 年度実績 出し手 101 名、受け手 41 名、利用権設定面積 15, 702 a
- ・ H24. 1. 17 規模拡大加算申請 41 名、15, 625 a

○ 事務処理における要点

- ・ どの担い手に集積するか検討
地域内の酪農・畜産農家か野菜農家か、どの担い手に集積するか、現状の農地の利用状況を地図上で確認しながら検討した。国では一定範囲のブロックへの集積をイメージしているが、散りぢりのモザイク状態はある程度解消できたが、一定範囲内のブロックへの集積は、現段階では難しいと思われる。一戸町では 10 年後位には、国のイメージする形になるかと思われる。
農作業の効率化、生産コストの削減等を考えた場合、一定範囲内のブロックへの集積は、必要なことと思われるので、更なる国・県の支援を希望する。
- ・ 地図情報システムを活用（マッピング）
農業委員会の地図情報システムを活用した（参考図を参照）。そのことで、農家の所有地やすでに利用権設定している農地と新たに利用権設定する農地の位置が明確となり、どの担い手に集積するか、規模拡大加算の条件を満たしているかなど、容易に判断することができた。
そのほかにも平成 23 年度に町が整備した航空写真データも活用した。
- ・ 事務処理体制の整備
町が配置している一戸町農業担い手育成指導員の愛木指導員、岩手県農業会議の田村さん、町担当者の連携により、円滑化事業を実施した。
愛木指導員、田村さんは、農家の情報を収集し、白紙委任契約、農用地利用集積計画（案）を作成した。
町担当者は、チーム会議開催、農業委員会へ農用地利用集積計画作成申出書の提出を行った。
- ・ 関係機関との連携・協力
チーム会議を開催するため、県北広域振興局二戸農林振興センター、二戸農業改良普及センター、岩手県農業公社、新岩手農協、一戸町農業委員会、農業委員の協力をいただいた。
農業委員会との連携を密にし、書類作成・訂正の効率化を図った。
- ・ 農用地利用集積計画の設定前の農地の耕作状況
所有者又は前の借り手が耕作、休耕、黙認耕作、耕作放棄地

○ 平成 23 年度実績

- ・ 農用地利用集積計画の設定（利用権設定）
出し手 101 名、受け手 41 名、利用権設定面積 15,702 a
利用権設定期間は 6 年間
作物別
牧草 10,655 a、デントコーン 2,085 a、レタス 1,326 a、アスパラガス 310 a
とうもろこし 242 a、りんどう 121 a、水稻 125 a、キャベツ 125 a、ミツバ 66 a
葉たばこ 434 a、ねぎ 213 a
- ・ 規模拡大加算申請 41 名、15,625 a

○ 事業の効果

- ・ 法的な手続きにより、借り手、貸し手の不安がなくなり、お互い安心できる。
- ・ 畜産経営の農地を集積し、粗飼料生産の基盤整備を行った。
- ・ 標準的な賃借料 3,000 円/10 a の 6 年分の賃借料とほぼ同じ交付金が交付される。
- ・ 黙認耕作を行っていた農地を正常な状態に戻すことができた。
- ・ 耕作放棄地を事業に乗せた。
- ・ 耕作を中止した出し手から円滑化団体が預かり、担い手へ集積した。そのことで、耕作放棄地の発生を防ぎ、受け手の規模拡大を図った。

○ 今後の課題

- ・ 農業経営基盤強化促進法では、第 18 条第 3 項第 4 号但し書きにより、数人の共有に係る土地について利用権の設定をする場合、二分の一を超える同意が得られれば足り、その設定期間が 5 年を超えないこととされており、土地所有者が死亡している農地の利用権設定を行う場合は、この規定に従うこととなる。

一方、規模拡大加算の申請要件では利用権設定期間が 6 年以上となり、同法の利用権設定期間より 1 年間長いため、数人の共有に係る土地について利用権の設定をする場合、二分の一を超える同意が得られても、利用権設定はできるが規模拡大加算の申請ができないこととなる。

そのため、規模拡大加算の申請要件において、利用権設定期間を 5 年以上としてもらいたい。

- ・ 農地利用集積円滑化事業により農用地利用集積計画の設定した場合、相対で賃貸料を支払うこととなるが、受け手には賃借料を滞納しないで支払ってほしいが、中には賃借料を払い忘れている農家もあり、町に相談が来ることもある。町では、賃借料を予算化していないため立替払いをすることはできない。そこで、岩手県農業公社が仲立ちをし、立替払いをする仕組みができればよいと考える。

- ・ 土地所有者が死亡しているが、相続登記を行っていない場合があり、農地利用集積円滑化事業をスムーズに進めることができないでいる。

- ・ 農地面積が 1 ha に満たないものは、規模拡大加算の申請要件を満たしていないため、事業申請ができないので、耕作放棄地になる可能性が大きい。

- ・ 相続登記が未処理などの理由により、約 40ha をまだ処理していない。

○ 苦労話